

ひがし野まちづくりの会(守谷D地区)会則

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 組織（第5条―第10条）
- 第3章 会議（第11条―第15条）
- 第4章 会計（第19条・第17条）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、ひがし野まちづくりの会(守谷D地区)（以下「本会」という。）と称する。

（範囲）

第2条 本会の活動に関わる範囲は、ひがし野地区（ひがし野一丁目、ひがし野二丁目、ひがし野三丁目及びひがし野四丁目の区域）とする。

（目的）

第3条 本会は、守谷市のまちづくり協議会の施策と連動し、範囲内の自治会・町内会や市民団体等と連携・協力し合いながら、住みよいまちづくりのための活動を行うことを目的とする。

（活動）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う

- （1）本会のまちづくり活動に関する範囲内の団体等との連絡調整
- （2）防災・防犯・交通安全活動の推進
- （3）子育て・教育支援・交流機会の充実
- （4）地域福祉の推進
- （5）その他本会の目的達成のために必要なこと

第2章 組 織

（会員）

第5条 本会は、本会の目的に賛同する個人や団体なら誰でも参加できるものとし、原則として次に掲げる者で参加を表明した者で構成される。

- （1）ひがし野地区内に居住しているまたは居住したことのある個人
- （2）ひがし野地区内の自治会・町内会の代表者
- （3）ひがし野地区内を拠点として活動を行っている団体
- （4）ひがし野地区内に事務所又は事業所を有する事業者
- （5）ひがし野地区内に所在またはひがし野地区を学区に含む学校

2 本会への入会及び本会からの退会は、運営委員会において承認することと

するが、正当な理由なくこれを拒むことはできない。ただし、暴力団等反社会的勢力の構成員及びこれに関係する者の入会は、認めない。

- 3 会員は、総会に参加する権利と、本会が行うまちづくり活動に参加する権利が与えられる他は、何の権利や義務も発生しない（会費は不要）。

（運営委員会）

第6条 本会の運営に関する事項を審議するため、本会に運営委員会を置く。
なお、運営委員の人数は10名から20名程度を基本とする。

- 2 運営委員は、会員の中から希望者を募り、総会において決定する。希望者多数の場合は希望者同士で話し合って選定する。希望者が不足の場合は、運営委員会において選任し、補充することができる。

- 3 運営委員会に、以下の役員を置くことができる。任務の遂行に支障がなければ兼任は可とする。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）会計 2名
- （4）理事（ひがし野地区内の自治会・町内会の代表） 4名
- （5）各チーム代表者 各1～2名
- （6）その他運営委員会が必要と認める者

（監事）

第7条 本会に監事1名ないし2名を置く。

- 2 監事は、総会において運営委員と同様の方法で選任する。

（任期）

第8条 役員及び監事の任期は1年とし、再任を妨げないが、連続で3期までとする。ただし、役員及び監事が欠けた場合は運営委員の中から補欠役員を互選により選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第9条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- （3）会計は、本会の資金等を管理し、会計を処理する。
- （4）理事は、自治会・町内会の活動と本会の間の連絡調整を行う。
- （5）各チーム代表者は、各チームの活動と本会の間の連絡調整を行う。
- （6）監事は、本会の会計監査を行うとともに、活動全般の監視および改善の提案や勧告を行う。

（チーム）

第10条 本会の活動を円滑かつ活発に実施するため、チームを置くことができる。

- 2 チームの新設、継続、廃止は、希望や意見を募り、運営委員会で調整した上で、総会場で決定する。
- 3 各チームの人数、活動内容等の詳細は、それぞれのチームで決定する。

第3章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議（以下「会議」という。）は、定期総会、臨時総会、運営委員会及びチーム会議とする。

(会議の招集)

第12条 定期総会は年1回とし、運営委員会が招集する。

2 臨時総会は、構成員の3分の1以上の者から要求があったとき、又は運営委員会において必要と認めたときに、運営委員会が招集する。

3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 チーム会議は、必要に応じてチーム代表者が招集する。

(会議の定足数及び採決)

第13条 会議は、その会議の構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会議の構成員は、これを出席者数に加えるものとする。

2 会議の議事は、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第14条 総会にあっては出席者の互選により選出された者が議長となる。運営委員会にあっては会長、チーム会議はチーム代表者が原則として議長となる。

(総会)

第15条 総会は、議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則等の改廃に関する事項
- (4) 運営委員及び役員の承認に関する事項
- (5) その他、重要な事項に関する事項

2 総会は、会員及び運営委員会が必要と認める者をもって構成する。

第4章 会 計

(会計)

第16条 本会の経費は、交付金、委託金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(監査報告)

第17条 会長は、会計年度終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受けた上、総会に報告し、承認を得なければならない。

付則

この会則は、令和4年10月1日から施行する。